

フィリピンにおける偽証罪の罰則強化

2021年12月

フィリピン法弁護士 Cainday, Jennebeth Kae
シンガポール法・日本法・アメリカ NY州法弁護士 栗田 哲郎

第1 はじめに

フィリピンにおいては、刑法(RPC: The Revised Penal Code of the Philippines, Republic Act (R.A.) No. 3815) 第 183 条および 184 条が改正され、偽証罪(Perjury)に対するより厳しい罰則を課す法律が制定されました。

偽証罪(Perjury)の遂行に対する罰則強化の提案がフィリピン上院に提出されたのは、今回が初めてではなく、背景には偽証が蔓延している社会的背景があります。2017年には、捏造された証拠と有罪判決を受けた麻薬王の偽証に基づいて、架空の麻薬密売容疑で拘留されたレイラ・デリンマ (Leila de Lima) 上院議員が、偽証罪に対して、より高い罰則と任命権や選挙権を持つ政府ポストからの永久的な資格剥奪を提案しました。上述の議案提案は 2018 年にも再提出され、リチャード・ゴードン(Richard Gordon)上院議員は、現在、偽証罪には低い刑罰しか与えられていないため、犯罪者が虚偽の証言をしたり、偽証罪を犯したりすることを抑止できていないと指摘がなされていました。



第2 R.A. 11594

2021年10月29日に署名された R.A.11594 は、偽証罪の罰則を強化した新法です。

RPCで定義されているように、偽証罪は、法律が要求する場合に宣誓を行う権限のある人の前で、重要な事柄について、故意に真実でない供述を行い、宣誓(Oath)または厳粛な断言(Solemn Affirmation)のもとに証言したり、宣誓書を作成したりする者によって行われます。

以前は、偽証罪 (Perjury) を犯した場合の刑罰は、4ヶ月と1日~2年4ヶ月のみでした。

R.A.11594の成立により、偽証罪は6年1日~10年までの期間を受けることになります。さらに、新法では、偽証罪を行った者が公務員や国家公務員である場合、100万ペソ以下の罰金と、任命権や選挙権を持つ政府ポストからの永久的な資格剥奪も科されます。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

info@oneasia.legal



<著者>



カインダイ ジェネベス ケイ

Cainday, Jennebeth Kae

フィリピン法弁護士

フィリピンで最大の監査・税務事務所で国際税務の弁護士・アドバイザーとして勤務。多国籍企業に対し、移転価格、事業再編、税務アドバイザリーサービス等を提供。その後、One Asia Lawyers Group に入社し、東京を拠点として、フィリピン法のアドバイスを提供している。

cainday.jennebeth@oneasia.legal



栗田 哲郎

One Asia Lawyers Group 代表

シンガポール・日本・USA/NY 州法弁護士

日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016年7月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般（M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等）のアドバイスを提供している。2014年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。

tetsuo.kurita@oneasia.legal

+65 8183 5114